障害者差別解消支援地域協議会 体制整備事業 最終報告会

平成28年3月3日(木) 鹿児島県保健福祉部障害福祉課

条例の制定・施行までの経緯

平成25年3月	第1回条例検討委員会の開催
5月	差別禁止フォーラムへの参加
6月	障害者差別解消法の公布 (施行日:平成28年4月1日)
6~7月	障害者·家族団体等との意見交換 の実施(15団体)
7月	県政モニターへのアンケート調査 の実施
9月	第2回条例検討委員会の開催
9~11月	障害者·家族団体(16団体)及び 教育,福祉,商工等関係団体(24 団体)との意見交換の実施
11月	第3回条例検討委員会の開催
12~1月	パブリック・コメントの実施
平成26年3月	第1回県議会定例会で条例議案 可決

平成26年7月	街頭キャンペーンの実施
7~8月	リーフレットやポスターの作成
8~9月	市町村等に対する説明会の実施
8~9月	障害当事者,事業者等を対象とし た説明会を開催
10月	条例施行
10月	街頭キャンペーンの実施
10月	障害者〈らし安心相談員の配置 (3名)
10月	鹿児島県障害者差別解消支援協 議会の開催

条例の概要(1)

区分	項 目	規 定 す る 内 容
前文		I 全ての県民が,社会を構成する対等な一員として安心して暮らせる社会の実現を推進
第1章 総則	第1条目的	 この条例は、障害を理由とする差別の解消に関し、基本理念を定め、県及び県民の責務を明確化 障害を理由とする差別の解消の基本事項を規定 障害を理由とする差別の解消の推進を目的と規定
	第2条 定義	ı 「障害のある人」、「社会的障壁」、「障害を理由とする差別」について定義
	第3条 基本理念	個人の尊厳の尊重,尊厳にふさわしい生活保障社会活動への参加,地域社会における共生県民が,障害に関する知識及び理解を深めるよう促進
	第4条 県の責務	ι 障害者差別解消施策の策定及び実施する責務

条例の概要(2)

区分	項目	規定する内容	
第1章 総則	第5条 市町村への要請及 び支援	! 県は,市町村に障害者差別解消施策の実施を要請! 県は,市町村との連携を図り,情報の提供,技術的助言等必要な支援を実施	
	第6条 県民の責務	県民は,障害のある人に対する理解を深め,県 又は市町村の障害者差別解消施策に協力障害のある人は,自らの障害による障壁等について,可能な範囲内で,県民に伝え理解を促進	
	第7条 財政上の措置	県の財政上の措置	
第2章 差別の 禁止	第8条 障害を理由とする差 別の禁止	□ 障害のある人に対する不利益取扱いを禁止 □ 社会的障壁の除去に伴う負担が過重でないとき は,必要かつ合理的な配慮を提供	
	第9条~第16条 分野別の差別の禁 止	」 福祉サービス,公共的施設,交通機関など9分 野における障害を理由とする「不利益取扱い」の 禁止	

条例の概要(3)

区分	項 目	規定する内容	
第3章 差別をな 〈すため	第17条·第18条 差別事案に関する 相談体制	県は,差別事案に関する相談に応じ,相談者に対して 必要な助言,情報提供,関係者間の調整等を実施 県が相談員を設置できることを規定	
の施策	第19条 附属機関の設置	差別解消の取組を推進するため、「鹿児島県障害者差別解消支援協議会」を設置 所管事務(あっせんに係る事務、障害を理由とする差別の解消の推進に関する事項に係る調査審議) 障害者差別解消法に規定する地域協議会を兼ねる	
	第20条~第23条 差別事案に関する 紛争解決制度	あっせんの申立て、「鹿児島県障害者差別解消支援協議会」によるあっせんの実施知事による勧告及び公表の実施	
	第24条·第25条 普及啓発活動	障害のある人に対する県民の理解を深める啓発の実施及び表彰制度の創設	
第4章 雑則	第26条 規則への委任	条例の施行に関し,必要な事項は規則で規定	
附則	施行日等	平成26年10月1日施行 施行後3年を目処として検討	

障害を理由とする差別に関する相談・紛争解決体制(第17条~第23条) 相 談 対 応 専門機関 相談対応で問題が解決しな 市 町 村 障害 ・身体・知的障害者更生相談所 身体障害者相談員・知的障害者相談員 ・精神保健福祉センター の ・こども総合療育センター ・基幹相談支援センター 等 ある 県 障害者くらし安心相談員(障害福祉課,大隅地域振興局,大島支庁) 家族 障害福祉課・各地域振興局・支庁 関係者等 障害者団体等 凡例 い場合 その他の機関 ・各障害者団体 ・法務局 ・労働局 ・法律相談 ・障害者110番 相談・助言 ・子ども若者総合相談センター等 ・相談支援事業所 紛 争 解 決(障害を理由とする不利益取扱いを対象) 知 家族 勧告の求め 意見聴取後 あっせん あっせん 鹿児島県障害者差別解消支援協議会 の申請 の求め 知事による勧告 関係者 事 公 事業者,障害者, 第三者の代表で構成 表 正当な理由なく 勧告に 相手方 あっせん案を受 従わない場合

諾しない場合等

あっせん

問

題

発

4

6

鹿児島県障害者差別解消支援協議会委員 (1)

障害のある人	社会福祉法人 鹿児島県身体障害者福祉協会 会長	
又はその家	一般社団法人 鹿児島県視覚障害者団体連合会 理事	
族その他の 関係者が組	一般社団法人 鹿児島県聴覚障害者協会 事務局長	
織する団体を	社会福祉法人 鹿児島県手をつなぐ育成会 理事	
代表する者	かごしま精神医療福祉ユーザーネット協議会 会長	
	NPO法人 鹿児島県自閉症協会 会長	
	かごしま難病支援ネットワーク 会長	
	かごしま障害フォーラム 代表	
関係行政機	鹿児島労働局 職業安定部 職業対策課 課長	
関の職員	鹿児島県労働委員会 会長	
	鹿児島市 健康福祉局 福祉部 部長	
	(鹿児島県市長会,鹿児島県町村会)	
	鹿児島県 保健福祉部 部長	

鹿児島県障害者差別解消支援協議会委員 (2)

福祉,医療,雇用,教育その他の障害	生活介護事業所 奏の丘 施設長 (鹿児島県知的障害者福祉協会)	
を理由とする差別の解消の推進に関	社会福祉法人 そてつ会 竹山苑 苑長 (鹿児島県障害者支援施設協議会)	
連する分野の業務 を行う関係団体を 代表する者	ウェルフェア九州病院 院長 (鹿児島県精神科病院協会)	
	南九イリョー株式会社 事業本部 副本部長 (鹿児島県経営者協会)	
	鹿児島県商工会議所連合会 事務局長	
	公益社団法人 鹿児島県バス協会 事務局長	
	鹿児島県教育庁 義務教育課 課長	
学識経験者	鹿児島大学教育学部 教授	
	鹿児島県弁護士会 高齢者·障害者支援委員会 委員	
	公益社団法人 鹿児島県社会福祉士会 理事	

平成27年度鹿児島県障害者差別解消支援協議会 (モデル会議)

開催日

平成28年1月13日(水)

説明事項

障害者差別解消法の概要について 【内閣府障害者差別解消法施行準備アドバイザー】

報告事項

条例に基づく相談対応等の実施状況について

協議事項

- 1 「鹿児島県障害者差別解消支援協議会によるあっせんに関する要領(案)」について
- 2 表彰制度について

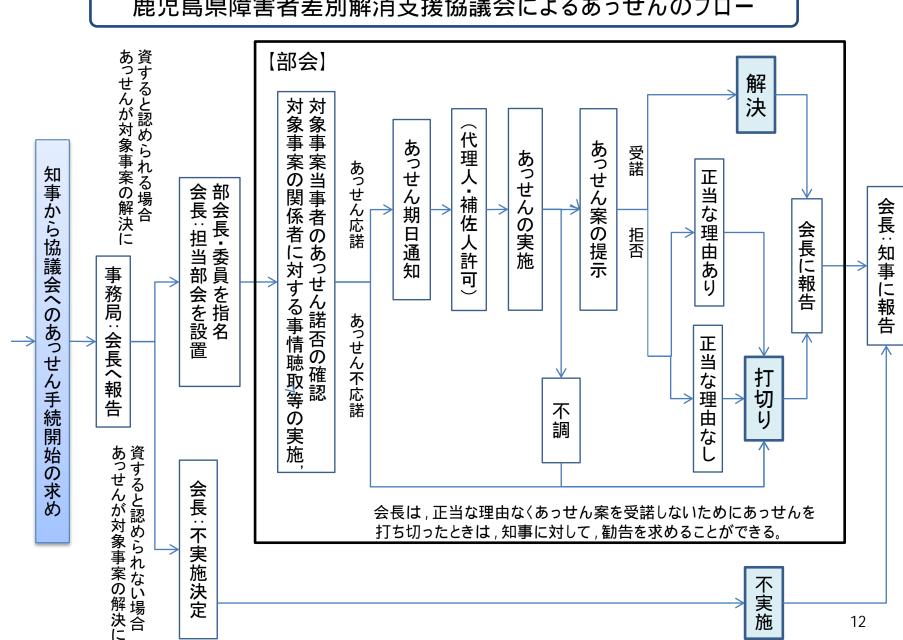
条例に基づ〈相談対応等の実施状況について(1)

普及啓発	平成26年度 【H26.10~H27.3】	平成27年度 【H27.4~H27.12】
街頭キャンペーン	1	1
鹿児島県障害者差別解消 支援協議会	1	(H28.1.13 開催)
障害を理由とする差別の 解消に向けた地域フォー ラム	1	(H28.2.8 開催)
各種研修会等での説明	1 5	2 2
事業所等の個別訪問	9 6	280

条例に基づ〈相談対応等の実施状況について(2)

相談対応状況		平成26年度 【H26.10~H27.3】	平成27年度 【H27.4~H27.12】
		5 0	8 6
相談件数	不利益取扱い	5	1 0
	合理的配慮	5	1 1
	その他	4 0	6 5
		7 5	190
対応回数	不利益取扱い	1 8	1 1
	合理的配慮	6	8 6
	その他	5 1	9 3

鹿児島県障害者差別解消支援協議会によるあっせんのフロー



(知事に対するあっせんの申立て)

【協議事項2】表彰制度について 「鹿児島県障害者保健福祉大会表彰規程」の改正

鹿児島県障害者保健福祉大会

障害者の社会参加意欲を喚起するとともに,障害や障害者に対する県民の理解と認識を深めることを目的に,毎年11月末頃に開催。

障害者,家族,障害者団体,行政関係者等約500名が参加し,障害者の自立 更生,更生援護及び社会参加の促進に功績のあった者,障害者週間のポスター 入賞者等への表彰等を行っている。



「障害を理由とする差別の解消の推進に特に功績があったもの」に対する表彰を追加する。

「障害者差別解消推進功労者」に関する表彰基準

次のいずれかの取組を行っている者又は団体で、障害を理由とする差別の解消の 推進に特に功績があったと認められるもの

障害のある人に対する理解が広まるような取組 障害のある人とない人が共に活動する取組 障害のある人が安全かつ快適に利用できるような施設整備等の取組